

【新旧対照表】

変更後	変更前
<p>2. API 連携に係る方針</p> <p>当社に口座を保有するお客さまについて、より一層安全に便利なサービスをご利用いただくことができるよう、当社が契約を締結した電子決済等代行業者のうち、お客さまより許可を得た電子決済等代行業者が ID・パスワード等を預かることなく銀行サービスと連携できる体制として、API²連携を可能とする体制を、以下の通り整備するとともに、更なる機能強化を検討してまいります。</p> <p>(注釈)</p> <p>² API「Application Programming Interface」とは、特定のプログラムを別のプログラムから動作させるための技術仕様のこと。</p> <p>³ 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為。</p> <p>⁴ 当社の個人向けインターネットバンキングサービス。</p> <p>⁵ 当社の法人向けインターネットバンキングサービス。</p> <p>⁶ 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為。</p>	<p>2. API 連携に係る方針</p> <p>当社に口座を保有するお客さま²について、より一層安全に便利なサービスをご利用いただくことができるよう、当社が契約を締結した電子決済等代行業者のうち、お客さまより許可を得た電子決済等代行業者が ID・パスワード等を預かることなく銀行サービスと連携できる体制として、API³連携を可能とする体制を、以下の通り整備するとともに、更なる機能強化を検討してまいります。</p> <p>(注釈)</p> <p>² <u>関西みらい銀行のうち、旧近畿大阪銀行の預金口座保有者を指す。旧関西アーバン銀行の預金口座保有者は2019年10月15日(予定)のシステム統合後より対応可能となる。</u></p> <p>³ API「Application Programming Interface」とは、特定のプログラムを別のプログラムから動作させるための技術仕様のこと。</p> <p>⁴ 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為。</p> <p>⁵ 当社の個人向けインターネットバンキングサービス。</p> <p>⁶ 当社の法人向けインターネットバンキングサービス。</p> <p>⁷ 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為。</p>